

2020年度 新潟市空き家活用リフォーム推進事業

用途別概要

2020年（令和2年）4月20日（月）から先着順で申請受付

住み替え活用タイプ 子育て世帯／高齢者等世帯／障がい者世帯／
一般世帯／マンション居住世帯

手続きの際は、補助金交付要綱及び用途別概要を必ずご確認ください。
補助金の交付決定を受ける前に着手した工事は対象となりませんのでご注意ください。

1. 目的

住み替えによる居住環境の改善及び地域コミュニティの活性化等のため、空き家を購入し、そこに居住する者が行うリフォーム工事について、その費用の一部を補助します。

子育て世帯とは・・・中学生以下の子どもがいる世帯、又は妊娠している者がいる世帯

高齢者等世帯とは・・・補助金交付申請時点において60歳以上である者（以下、当該高齢者という）による世帯、又は当該高齢者とその同居者（※）により構成される世帯

※同居者とは次のいずれかに該当する方をいいます

- ①当該高齢者の配偶者（事実上の夫婦関係にある方を含む）
- ②当該高齢者の60歳以上の親族
- ③当該高齢者が扶養している障がい者（身体障害者手帳1～4級、療育手帳A、又は精神障害者福祉手帳1・2級の所持者）、又は児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方）
- ④その他市長が特に同居の必要があると認める方

障がい者世帯とは・・・身体障害者手帳1～4級、療育手帳A、又は精神障害者福祉手帳1・2級の所持者がいる世帯

一般世帯とは・・・子育て世帯、高齢者等世帯、障がい者世帯以外の世帯

マンション居住世帯とは・・・分譲マンション（区分所有の長屋等を含む）の住戸に住み替える世帯

2. 補助率・補助上限額等

用途		補助率	補助上限額
戸建	子育て世帯	補助対象経費の 1/2	50万円
	高齢者等世帯		
	障がい者世帯		30万円
	一般世帯		
マンション	マンション居住世帯		
以下に掲げる多世代同居、親子近居、多子加算のいずれかに該当する世帯の場合（※）			補助上限額をプラス10万円

※加算の種別	加算の要件
多世代同居加算	子育て世帯とその親世帯が同一の住宅に居住する場合
親子近居加算	子育て世帯とその親世帯が「同一の小学校区」、又は「隣接する小学校区で、直線距離が1キロメートル以内」に近接して居住する場合
多子加算	中学生以下の子ども、又は妊娠している者1人以上を含み、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が合計3人以上いる場合

3. 補助対象要件

補助対象となる空き家の要件

- 市内にある空き家・空き建築物で、申請日、居住日、又は登記日のいずれか早い日の前概ね3ヶ月以上の間、その建築物のすべてが常態として人の居住、又は使用に供されていないこと
居住日：申請者世帯に属する者が住所を移した日のうちで最も早い日
登記日：申請者等が売買により取得した空き家の所有権移転登記をした日
- 共同住宅でないこと（マンション居住世帯を除く）
- 分譲マンション（区分所有の長屋等を含む）の住戸であること（マンション居住世帯の場合）
- 建設工事了り之日から起算して1年を経過したもの
- 「新潟市子育て・高齢者支援 健幸すまいリフォーム助成事業」（改正前の事業も含む・以下、同じ）、
「新潟市UIJ支援にいがたすまいリフォーム助成事業」及び本事業の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定のないもの
- 申請者、申請者と同居する者、又は実績報告書の提出までに申請者と同居する予定の者（以下、申請者等という）が、申請日前6ヶ月以内、又は2020年（令和2）年4月1日以降に売買により取得した、又は実績報告書の提出までに売買により取得する予定のもの（高齢者等世帯に限り、賃貸でも可）
- 申請者等以外の者の居住、又は使用に供されたことがあるもの
- 対象工事実施後において、店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分がある場合、床面積の過半が居住の用に供されていること（以下、併用住宅という）

申請者の要件

- 対象世帯に属する個人であること
- 実績報告書の提出までに、対象工事を実施した空き家に居住する者であること
- 市税を完納していること
- 世帯を同一にする者を含めて、新潟市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- 対象工事を行う空き家の申請者以外の所有者から、当該対象工事の実施について承諾を受けていること
- 「新潟市子育て支援 健幸すまいリフォーム助成事業」及び「UIJ支援にいがたすまいリフォーム助成事業」の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと

補助対象となる工事の要件

- 空き家において実施するリフォーム工事で、居住部分に係る改修であるもの
- 補助対象経費の合計が10万円以上であること
- 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び領収書において市内の住所が確認できるものに限る）、又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること
- 一部改築、一部増築、又は一部減築を含む場合、その範囲が既存建物の床面積の2分の1を超えないこと
- 建築基準法、消防法その他関係法令に適合していること
- 上記リフォーム工事と併せて行う所要の性能を確保するための耐震補強工事（※）
※昭和56年5月31日以前に建築され、必要な資格を有する建築士により所要の耐震性能を確保していないことが確認されたものに限ります。また、新潟市木造住宅耐震改修工事等補助事業における耐震改修工事、又は段階的耐震改修工事の補助を受けていない、又は受ける予定がない場合に限ります。

補助対象とならない経費

- ×消費税及び地方消費税相当額
- ×対象世帯向け住宅の居住の用に供する部分以外の部分に係るもの
- ×土地、建物の購入、又は賃貸借に係るもの
- ×家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く）、電化製品（エアコンを含む）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの
- ×電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）
- ×下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの
- ×消防用品（消火器など）及び防災用品の購入・設置に係るもの
- ×ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び手数料など工事以外に係るもの
- ×市の他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている、又は受ける予定のあるもの
- ×植栽（植樹、剪定など）及び住宅の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に係るもの
- ×太陽光発電システム、家庭用燃料電池及びペレットストーブの設置に係るもの
- ×外構に係るもの

4. 手続きに必要な書類

補助金交付申請時に必要な書類

提出先：住環境政策課

【共通に必要な書類】

- ①補助金交付申請書（別記様式第3号 第1面～第4面）
- ②対象工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（別記様式第3号の2）
- ③対象工事を行う空き家の全景及び対象工事を行う場所の現況を示す写真（申請日前2週間以内に撮影されたものに限る）
- ④補助対象要件に関する確認書（該当する各要領の要領別記様式第1号）
- ⑤申請者等の世帯の世帯全員分の住民票の写し、又は当該世帯の住民基本台帳の情報を市が閲覧することについての同意書（売買により取得する予定の場合は、実績報告時に提出）
- ⑥当該空き家の建物登記全部事項証明書（売買予定の場合は、実績報告時に提出）

【増築・減築・改築を伴う場合】

- ⑦工事実施前・後の既存部分、増築（又は減築・改築）部分の面積が確認できる図面

【併用住宅の場合】

- ⑧工事実施後の居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面

【長屋の場合】

- ⑨直接行き来できない間仕切壁により構造上区分され、独立して居住の用に供していることが確認できる図面

【手続きを代行者に委任する場合】

- ⑩委任状（別記様式第1号の2）

【妊娠している者がいる世帯の場合のみ必要な書類】

- ・母子健康手帳（表紙並びに親の名前・住所が分かる部分）の写し

【障がい者世帯の場合のみ必要な書類】

- ・身体障害者手帳（1～4級）、療育手帳A、又は精神障害者福祉手帳（1・2級）の写し

【親子近居加算の場合のみ必要な書類】

- ・親世帯、又は子育て世帯の世帯全員分の住民票の写し若しくは当該世帯の住民基本台帳の情報を市が閲覧することについての同意書（居住予定の場合は、実績報告時に提出）
- ・子育て世帯とその親世帯の住宅の位置及び距離が確認できる位置図

【高齢者等世帯で賃貸の場合のみ必要な書類】

- ・賃貸借契約書の写し（居住予定の場合は、実績報告時に提出）

実績報告書の提出時に必要な書類

提出先：住環境政策課

- ①実績報告書（別記様式第9号）
- ②対象工事に要した費用の領収書の写し
- ③対象工事に係る工事請負契約書の写し
- ④対象工事が行われた状況が確認できる写真

【交付申請の内容に軽微な変更があった場合】

- ⑤変更の内容が確認できる書類

【対象工事の実施にあたって建築確認申請が必要な場合】

- ⑥建築基準法6条第4項に規定する確認済証の写し

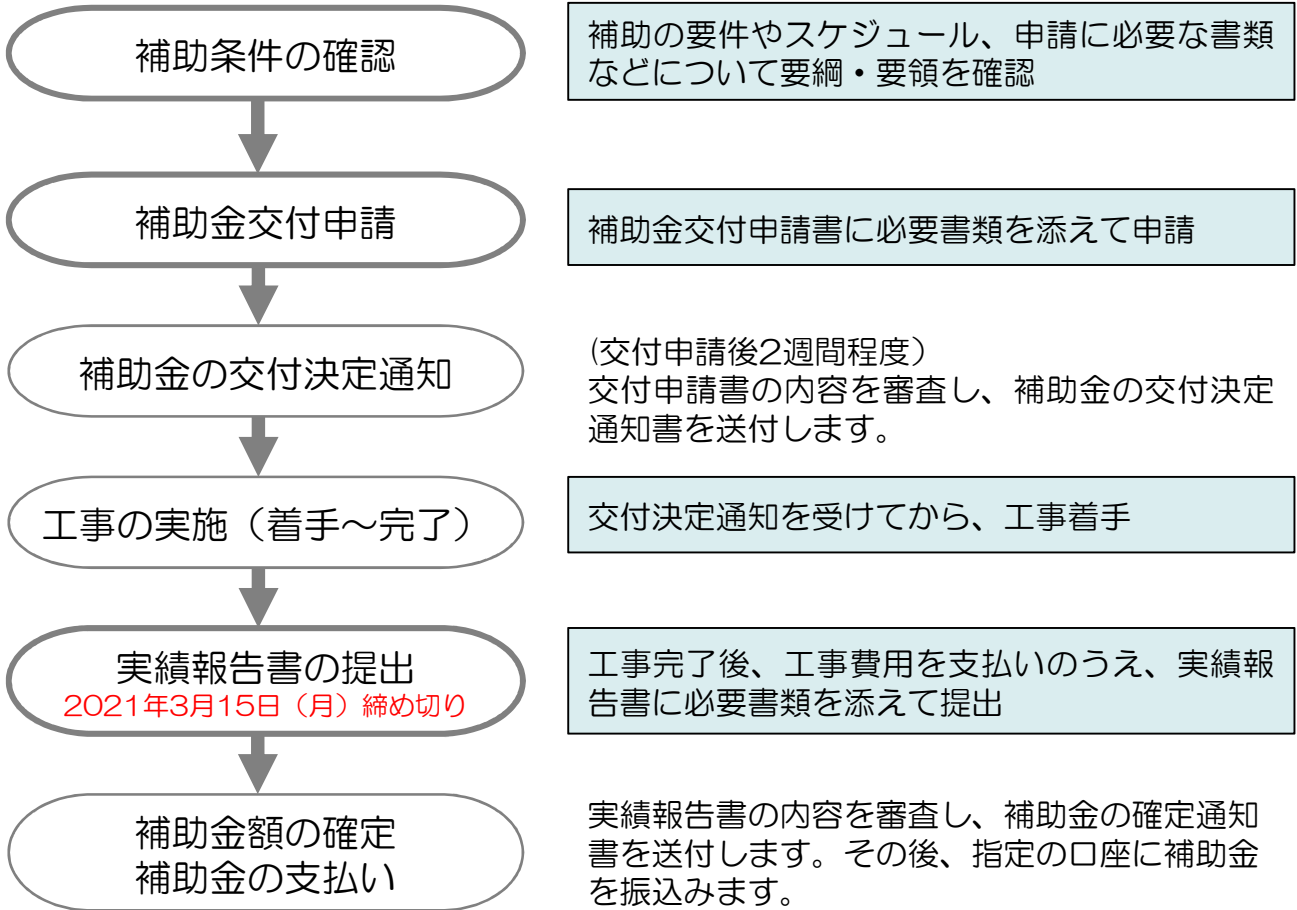
【各要件に該当する予定で申請した場合】

- ⑦各要件に該当する予定であるとして、申請時に提出しなかった書類

5. 手続きの流れ

○手続きの流れは下記の通りとなります。

 …申請者の行う手続き



※補助金の交付決定を受ける前に工事着手した場合、又は実績報告が締め切りまでに提出されない場合は、交付対象となりません。

※補助金交付申請書の提出後、内容に変更が発生した場合は、すみやかに住環境政策課へご相談ください。（変更の手続きが必要になる場合があります。）

6. お問い合わせ

制度の概要・補助金交付申請の受付

新潟市 建築部 住環境政策課

新潟市中央区学校町通1-602-1
新潟市役所 本庁舎 分館5階

5月7日から
新潟市中央区古町通7-1010
新潟市役所 ふるまち庁舎6階

☎ 025-226-2815

申請様式・要綱・要領のダウンロードなど
詳細情報は、新潟市ホームページ内で

空き家活用

検索 